

第 77 号議案

知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

兵庫県条例第 号

知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給与の特例に関する条例（令和 3 年兵庫県条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（給料月額の特例）

- 2 令和 7 年 7 月分から同年 9 月分までの知事等の給料月額に係る第 1 条の規定の適用については、同条中「100分の30」とあるのは「100分の50」と、「100分の15」とあるのは「100分の25」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。